

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・有価証券の評価は、総平均法による。
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの→9月末及び決算日の市場価格に基づく時価法
  - 該当なし（有価証券なし）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・固定資産による器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金→該当なし
  - ・賞与引当金 → 該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

平成27年度から新社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）による会計処理へ移行

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当期は、加入していない

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)  
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していない
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
当法人では、拠点区分が1箇所のみであるためサービス区分別にて内訳表を作成している
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)  
当法人では、収益事業を実施していない
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 障害福祉サービス事業拠点（社会福祉事業）  
「本部」  
「移動支援（ニコニコステーション）」  
「同行援護（ニコニコステーション）」  
「重度訪問介護（ニコニコステーション）」  
「居宅介護（ニコニコステーション）」

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
権利（電話加入権）その他資産	72,000	0	72,000
合計	72,000		72,000

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし